

## 2026年度筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生） 海外武者修行支援募集要項 【第2回】

筑波大学(以下「本学」という。)の学生の積極性、企画力、実行力及び自立性の向上を目的として、自ら企画した交流・研修活動等による「海外武者修行」を行う学生を支援します。海外武者修行支援(以下「海外武者修行」という。)による支援金(以下「支援金」という。)の受給を希望する者(以下「支援学生」という。)は、下記により申請してください。

### 記

#### 1 申請資格及び条件

次の要件を全て満たす者とします。

(1)	申請時及び渡航期間(全期間)に本学の学群又は大学院の正規課程に在籍し、海外において交流・研修活動を行う優れた企画と発表能力を有する者(2人以内)  なお、次の者は申請できません。 ・渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者 ・ダブルディグリープログラム(DDP)、ジョイントディグリープログラム(JDP)等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生
(2)	積極性、企画力、実行力及び自立性の向上を図ることを目的とし、明確な計画を持ち、武者修行による教育的効果が期待される者（「自分の殻を破って、自分を成長させたいと思っている者」、「知識、精神力、スキルを獲得して自身の資質を高めようと行動する者」の申請を期待しています。）
(3)	海外武者修行の企画立案にあたり、世話人教員(本学教員で、主に渡航先との連絡調整や企画への助言を行う)から推薦される者
(4)	海外武者修行プレゼンテーション及び海外武者修行帰国報告会に対面で参加できる者
(5)	他の海外留学のための奨学金を受給していない者
(6)	次の科目を履修済みでない者 大学院学生にあっては大学院共通科目「国際インターンシップ」 学群学生にあっては自由科目(特設)「海外武者修行」 ※大学院学生で、学群学生の時に自由科目(特設)「海外武者修行」を履修したが、大学院共通科目「国際インターンシップ」を未履修の場合には、申請可。
(7)	同一回での企画の申請は、企画代表者・構成員に関わらず1人1企画までとする
(8)	「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針(学長決定)」(以下「本学指針」という。)に従い、安心・安全を最優先に渡航する者 渡航後に、渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が寄せられますので、要請に従ってください。

#### 2 渡航期間・渡航先での活動期間

- ・2026年7月1日以降に渡航期間を開始し、2027年2月12日までに渡航期間を終了すること。
- ・渡航先での活動期間が2週間以内であること。(渡航に要する期間は、活動期間に含めません。)

### 3 採択企画数

原則として10企画(1企画2人以内)とし、優れた企画の申請があった場合は予算の範囲で採択することができるものとします。

### 4 支援金の支給内容

採択された用務に対して本邦を発着する旅費(航空券代、宿泊費等)の一部として、「表1 支給金額」に記載の地域指定額(1回限り)を支援金として支給します。なお、支給額は、海外武者修行を実施する国・地域の属する区分に基づいて決定します。支援金は、支援学生の所属する教育組織(対応する支援室)での出張手続きを経て、支給されます。

(表1 支給金額)

渡航先(区分)	地域指定額 (1回限り)
東アジア	8万円
東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州	15万円
中東・欧州・北米州・南米州・ロシア・アフリカ	20万円

〈区分の詳細〉

- 東アジア:韓国、台湾、中国、マカオ、モンゴル、香港
- 東南アジア:インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
- 南アジア:インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
- 中央アジア:ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン
- 大洋州:オーストラリア、キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
- 西アジア(中東):アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、パレスチナ、バーレーン、レバノン、ヨルダン

※同一学生が、地域指定額の異なる複数国・地域に跨って活動に参加する場合、地域指定額は高い方の区分で支給します。

(注意)

「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)」からの支援金をもって海外武者修行を実施する場合、他の経費との併給は原則不可とします。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費(運営費交付金)、又は使用ルールにより認められた外部資金を旅費(学内で出張手続きをして使用できるもの)として合算使用することは妨げません。(学内の教育研究費(運営費交付金)又は外部資金を使用する場合は、エリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等の会計(旅費)担当に使用目的等に合致するか否か、合算使用が可能か否かを確認のうえ申請してください。)

### 5 申請に必要な書類

申請書類の様式は、下記のウェブサイトからダウンロードが可能です。

<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga/habatake>



(募集要項英語版は、スチューデントサポートセンターウェブサイトの翻訳機能をお使いください。)

	必要書類	注意事項	様式
(1)	海外武者修行支援申請書	・企画内容が筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)海外武者修行として相応しいことが伝わるように記載してください。 ・「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)」からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金(奨学金を含む。)を申請している場合は、その旨記載してください。 ・語学スコア(必須)	M-1

## 6 申請期間・申請書類の提出先

### (1)申請期間

2026年4月16日(木)～2026年5月14日(木)17時00分

### (2)提出先

企画代表者は、世話人教員となる本学教員の推薦の確認を受けたうえで、企画代表が所属する学類事務室、学位プログラム事務室又はエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等(所属する教育組織の長宛)にファイル形式を変更せずに電子版で申請すること。

※学類事務室、学位プログラム事務室などの提出期限が早目に設定されている場合がありますので、申請を希望する場合は、事前に確認してください。

## 7 選考及び決定

学生担当副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う申請書類に基づく書類審査、海外での交流・研修活動等(海外で実現したい企画)に係るプレゼンテーション(2026年6月11日(木)に実施予定)の審査結果を総合して選考を行います。(申請企画が多数の場合は、申請書類に基づく書類審査により一次選考を実施することがあります。)プレゼンテーションには、学長、副学長などの大学役員及びその他関係者が出席予定です。採否については学長が決定後、代表学生が所属する教育組織の長を通じて通知します。(7月中旬頃。予定のため前後する場合があります。)選考の結果、不採択となる場合もありますので、本支援を受給することを前提に渡航に係る資金計画を立てることのないようにしてください。

## 8 渡航前に必ず行うこと

(1)支援金を受け取るためには、出張手続きが必要です(本学の旅費に係る規則・通知に沿って出張手続きや旅費の支給手続きを行う)。出張手続きの責任者は所属する教育組織の長です。教育組織の長の承認があって、出張手続きが進みます。出張手続きは、学類事務室、学位プログラム事務室又はエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等が用務・期間などを確認のうえ、書類作成を行います。学類事務室、学位プログラム事務室又はエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等に採択通知(メール含む)を示したうえで、指示に従い

出張手続きに必要な書類の提出を行ってください。

- (2) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP(Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner)に登録してください。TRIPへの登録がない場合は、支援金の支給を行いません。
- (3) 外務省安全ホームページにより渡航国の情勢等の安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険及び海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください

(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/safety/>)。



(参考)

海外旅行保険の一例として、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の「付帯海外留学保険」があります。学研災に加入し、本学が承認した派遣留学に参加する学生が対象となります。

## 9 活動期間終了後の提出書類・提出先

支援学生は活動期間終了後に、世話人教員の確認を得て、報告書等を下記のとおり提出してください。なお、報告書等が提出されない場合は、採択取り消しとなる場合があります。

### (1) 提出書類

- ・実績報告書(個人)【様式M-2】※構成員全員が提出すること。(2月17日(水)(予定)までに提出)
- ・報告書【様式M-3】([A4版5枚以上])※報告書は、活動期間終了後1か月以内に提出すること。

### (2) 提出先

- ・実績報告書(個人)  
学生交流課(海外留学)
- ・報告書  
所属する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等

## 10 帰国報告会

- (1) 本支援については、帰国後に帰国報告会を行います。帰国報告会は、自身の発表を行うだけでなく、他チームの発表を聞くことも必須とします。(2027年3月上旬(予定))
- (2) 報告書の作成並びに帰国報告会の準備は、企画の構成員全員で臨み、帰国報告会には、原則として構成員全員が対面で出席することを必須とします。
- (3) 帰国報告会で使用する発表資料等の提出期限は厳守すること。期限が守られない場合には、採択を取り消す場合があります。
- (4) 海外での交流・研修活動等の終了後に実施する帰国報告会の内容、提出資料や報告書(写真を含む。)は本学の活動の一環として大学基幹ホームページ、大学の各種案内、財務報告書などで公開する場合があります。また、次年度の説明会等で経験談の発表への協力を求められた際には、積極的に協力する必要があります。

## 11 海外武者修行参加者の単位取得について

採択された企画の構成員は下記の授業科目の履修が必須です。第7項の海外での交流・研修活動等(海外で実現したい企画)に係るプレゼンテーション、海外武者修行の実施、第9項の実績報告書(個人)(様式M-2)の提出及び第10項の帰国報告会での発表・出席までを対象として評価を行います。なお、本支援に関する授業科目の履修登録は、帰国報告会での発表・出席を確認後に学生交流課が行いますので、各自で授業科目の履修登録をする必要はありません。

### <授業科目>

大学院学生については、大学院共通科目「国際インターンシップ」

学群学生については、自由科目(特設)「海外武者修行」

## 12 変更、辞退、採択の取り消し及び併給

### (1)変更

・原則として大幅な日程や日数、活動場所、構成員数の変更等は認められません。やむを得ない事情により変更が必要な場合には、企画代表が所属する学類事務室、学位プログラム事務室又はエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等に事前に相談してください。事前相談なく、日程等を変更した場合には、採択を取り消す場合があります。変更を希望する場合には、変更願(別途様式)の提出により、変更について承認を得ることが必要です。

・採択となった企画(活動内容)の変更はできません。

・やむを得ない事情により、活動場所の変更が認められた場合、渡航先区分が安価な区分に変更になる場合は、支援金の差額を返納いただきます。(場所変更は認められることはまずありません。)

・やむを得ない事情により、構成員が減員となる場合は、減員分の支援金を返納いただきます。

### (2)辞退、採択の取り消し、併給

・採択後に辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

・留学を断念する場合は、速やかに辞退届(別途様式)を提出してください。

・「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」により支援される海外留学に、さらに学内外の海外留学のための奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択を辞退する若しくは採択を取消すものとします。(例えば、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN新・日本代表プログラム～」、「日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)」との併給は認めません。)

・採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、採択を取消すことがあります。

・採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、本学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりませんので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

・本支援は、海外留学に関係なく支給される奨学金との併給は可能です。ただし、奨学金等支給団体ごとに規則がありますので、事前に奨学金等支給団体に本支援との併給が可能であることを確認してください。

### (3)危機管理を理由とする渡航の取りやめ・取り消し

・外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学指針により、渡航先の国・地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。

13 本件に関する問合せ先

- ・所属する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室、グローバル教育院事務室、総合学域群アカデミックサポートセンター等
  - ・学生部学生交流課(海外留学)
- isc-kaigai#un.tsukuba.ac.jp(＃を@に置き換えてください。)